令和８年４月

社会福祉法人安代会　介護職員等処遇改善情報公開

社会福祉法人安代会の介護職員等特定処遇改善可算取得状況の公開及び職場環境の取組については下記の通りです。

Ⅰ　対象事業所及び加算区分

５月まで

事業所名	サービス形態	加算区分
特別養護老人ホームりんどう苑	介護老人福祉施設	加算Ⅰ
りんどう苑短期入所事業所	短期入所生活介護	加算Ⅰ
りんどう苑デイサービスセンター	地域密着型通所介護	加算Ⅰ
ふれあいセンター安代デイサービスセンター	地域密着型通所介護	加算Ⅰ
グループホームやがみ	認知症対応型共同生活介護	加算Ⅰ

６月以降

事業所名	サービス形態	加算区分
特別養護老人ホームりんどう苑	介護老人福祉施設	加算Ⅰロ
りんどう苑短期入所事業所	短期入所生活介護	加算Ⅰロ
りんどう苑デイサービスセンター	地域密着型通所介護	加算Ⅰロ**※1**
ふれあいセンター安代デイサービスセンター	地域密着型通所介護	加算Ⅰロ**※1**
グループホームやがみ	認知症対応型共同生活介護	加算Ⅰロ
安代会居宅介護支援事業所	居宅介護支援	加算**※1**

Ⅱ　キャリアパス要件について

・キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

イ　介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ　イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ　イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

・キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

イ　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

①年間の研修計画を策定している。また、人事考課実施要綱に沿って職員の能力評価を実施している。
②職場研修実施要綱に職員研修の体系や自主研修経費の助成等について定めている。
ロ　イについて、全ての介護職員に周知している。
・キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）
イ　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
①経験に応じて昇給する仕組み
※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
②資格等に応じて昇給する仕組み
※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
ロ　イについて、全ての介護職員に周知している。

Ⅲ　職場環境等要件の取組について
○入職促進に向けた取組
・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組等の実施
○資質の向上やキャリアアップに向けた支援
・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連携
・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
○両立支援・多様な働き方の推進
・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めたうえで、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声掛けを行っている
○腰痛を含む心身の健康管理
・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

〇生産性向上のための業務改善の取組

・厚生労働省が示している「生産性ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会の立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている

・５Ｓ活動（業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている

・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入

・介護ロボット（見守り支援、入浴支援等)、インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器の導入

〇やりがい・働きがいの醸成

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

Ⅳ　令和８年度特例要件について（生産性向上や協働化に取り組み）

・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムへ加入し利用することを誓約する（Ⅰ加算区分の**※1**）

・施設・居住サービス・短期利用サービスについて、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している